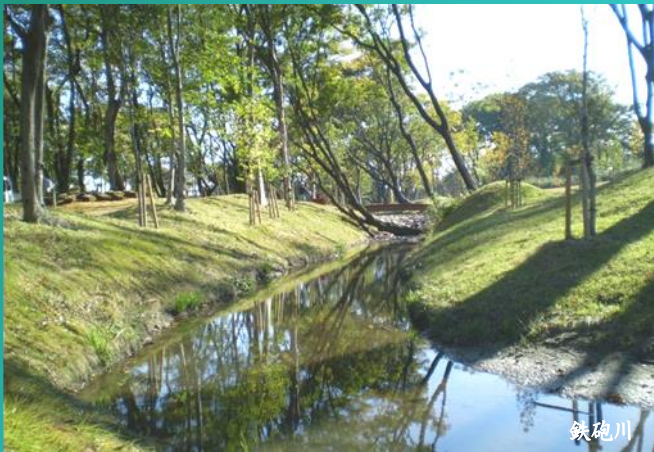


重点風景地区

「河跡湖公園地区」、「エーザイ川島工園地区」風景形成基準



河跡湖公園地区は河跡湖周辺の緑豊かな自然環境と共生したまちなみ形成を図るため、平成 21 年 8 月に景観法に基づく地区独自の景観計画である「河跡湖公園景観計画」を施行しました。

この冊子は河跡湖公園景観計画の内容のうち、良好な景観の形成のための行為の制限（風景形成基準）を分かりやすく示したものです。建築行為などをする際にご活用下さい。

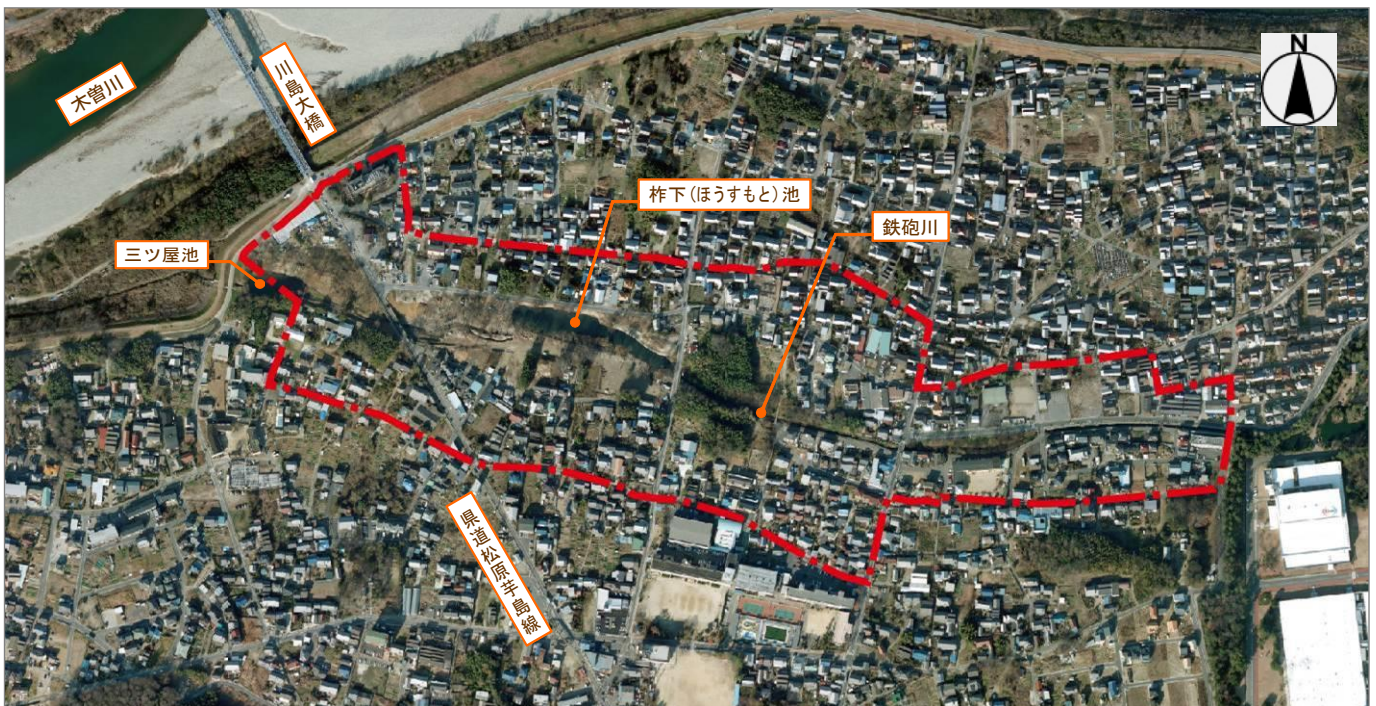
また、河跡湖と連続するエーザイ川島工園地区についても、工園内の緑地の保全と緑と調和するまちなみ形成を図るため、河跡湖公園地区と同じく景観法に基づく地区独自の景観計画である「エーザイ川島工園景観計画」を施行しましたので、併せてその内容を紹介します。

1 河跡湖公園地区の歴史と現状

◆ 歴史

河跡湖は、かつて川が流れていたところの一部がせき止められ、当時に近い姿をとどめて今日まで残っている貴重な史跡です。

川島の河跡湖は、安政 4 年（1857）の大洪水の際にできた木曾川旧支川の鉄砲川の流れの跡で、当時小網・松倉方面から河田・松原地区へ東西に流れ木曾川本流に合流していました。明治 29 年（1896）の洪水で川幅が広くなり、大正の中頃までは生活の足としてここを舟が通っていました。



空から見た現在の河跡湖公園地区

◆ 現状

河跡湖一帯には緑豊かな河畔林が残り、昆虫や野鳥、淡水魚の生息地となっています。この豊かな自然環境の保全と創造を図ることを目標に、河跡湖公園として整備しています。

また、河跡湖公園周辺は昔ながらの低層な住宅地となっており、河跡湖の緑とあいまって落ち着いたあるまちなみを形成しています。



河跡湖公園からの眺め

河跡湖公園地区の景観資源



▲ 鉄砲川（上流付近）



▲ 隣接する神社



▲ 柞下（ほうすもと）池



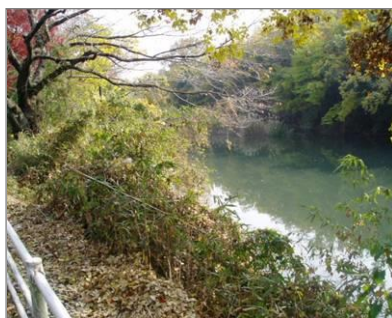
▲ 鉄砲川（下流付近）



▲ 三ツ屋池

河跡湖公園整備計画

河跡湖を公園整備することにより、木曾川の中洲のまちとして発展した川島地区の水との戦いの歴史を伝える貴重な自然遺産に位置づけ、未来へ継承します。また、木曾川流域特有の植生を再生することにより、地域の環境学習や地域コミュニティの核として、身近な遊び場や憩いの場を提供します。



整備前



整備後

◆ 風景づくりのテーマ

緑豊かな自然環境と共生した風景づくり

◆ 良好な景観の形成に関する方針

河跡湖は昔の木曾川の洪水の足跡であり歴史的遺跡であるとともに、河跡湖周辺には緑豊かな河畔林が残り、市街地における貴重な自然景観を形成しています。このように河跡湖は各務原市にとって非常に重要な景観資源であるため、景観的側面からも自然環境と共生したまちなみとなるよう、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

方 針

- ・河跡湖の緑豊かな自然環境と共生したまちなみの形成を図る。
- ・木曾川の河川環境が残る河跡湖の環境を、地域住民との協働により保全育成を図る。
- ・河跡湖周辺を安心して歩ける道づくりを目指す。

自然環境との共生イメージ

風景形成基準は、建築物等の新築、改築する際のルールです。

河跡湖の歴史性や緑豊かな河畔林との調和に配慮した基準とすることにより、自然環境と共生したまちなみの形成を目指しています。



建物に関するルールがないと…
景観を無視した建物が建つ可能性があります。

▲ 周辺の景観に調和しない建物があると、景観が台無しになってしまいます。



建物の高さ、壁の色、勾配屋根など
周辺の自然環境との調和に配慮
することで自然に溶け込む風景に
なっています。

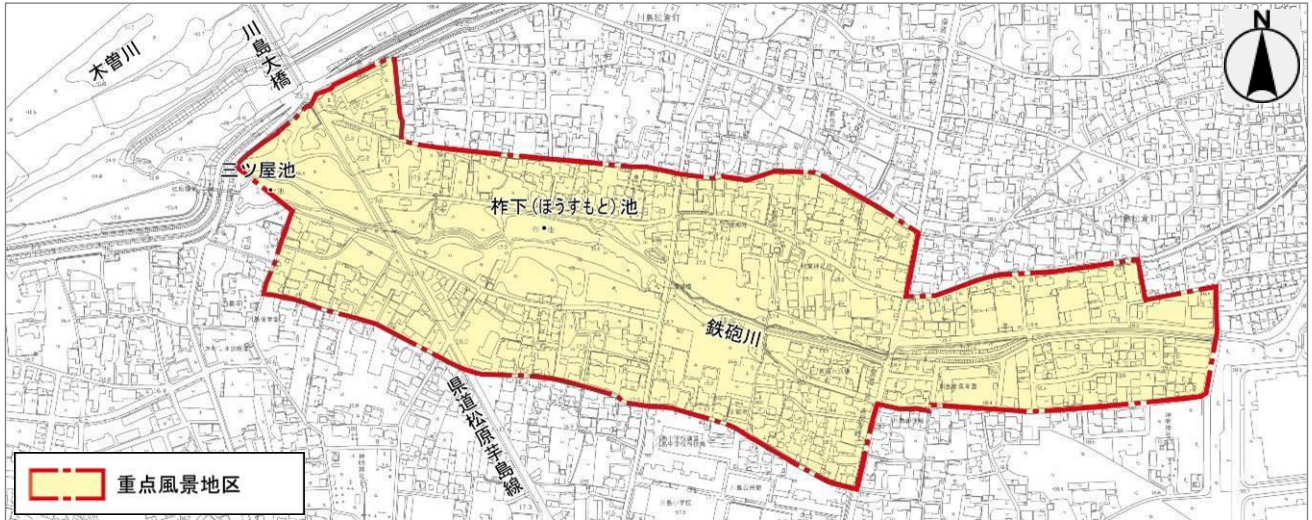
▲ 周辺の自然や建物（景観）との調和が図られると、このように素晴らしいひとつの景観になります。

3

河跡湖公園地区の範囲と風景形成基準

◆ 重点風景地区の範囲

河跡湖公園地区の重点風景地区としての対象区域を、河跡湖公園からの眺めや景観の連続性に配慮して下図に示す範囲で指定します。



◆ 風景形成基準

重点風景地区に指定した区域内で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、下記に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改造や色彩を変更するような場合
- (2) 工作物・広告物等の新設や色彩を変更するような場合

河跡湖公園地区 風景形成基準

高さ(最高限度)
13mとする。(神社仏閣は除く。)

屋根
勾配屋根とするよう努める。

色彩
外壁と屋根の色彩は、緑豊かな周辺環境と調和する低彩度色及び中彩度色か、無彩色とする。
※くわしくは④風景形成基準の詳細をご覧ください。

緑化
敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

垣・柵
垣・柵を設ける場合は、生垣とするよう努める。
生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。

広告物
広告物の素材及び色彩は自然豊かな周辺環境と調和するものとする。
※くわしくは④風景形成基準の詳細をご覧ください。

自動販売機
自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

※ 木曾川沿いの行為は、河川法の許可申請が必要となります。
 ※ 外観を変更しない、内部の改装などは届け出る必要はありません。
 ※ 届出不要な行為もあります。これらは各務原市都市景観条例及び施行規則で規定します。詳しくはお問い合わせ下さい。
 ※ 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、重点風景地区で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準(各務原市色彩ガイドラインを含む)も適用するものとします。
 ※ 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。
 ※ 色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とします。

4

河跡湖公園地区の風景形成基準の詳細

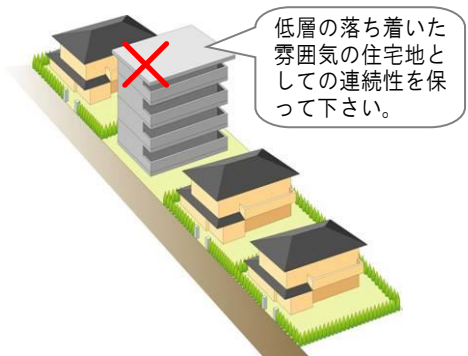
風景形成基準の内容について、具体的なイメージやおすすめの修景事例を紹介します。

1 高さ（最高限度）

13m とする。
（神社仏閣は除く。）

良好な住環境の保全と緑豊かな自然環境との調和に配慮して、建物の高さは低く抑えて下さい。

【建築物の高さについて】



【高さ（最高限度）について】

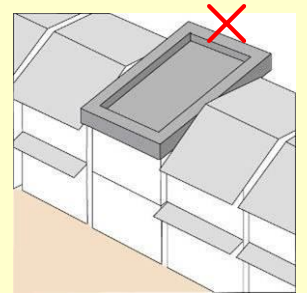
- ・ 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- ・ 都市計画法第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。

2 屋根

勾配屋根とするよう努める。

地区内の建物の大半は勾配屋根となっています。河跡湖公園からの眺めに配慮して、屋根は勾配屋根とするよう努めて下さい。

【勾配屋根について】



3 色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

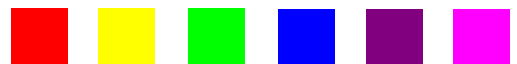
外壁と屋根の色彩は、緑豊かな周辺環境と調和する低彩度色及び中彩度色が、無彩色とする。

有彩色の許容彩度

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 色相：0R 以上 5R 未満 及び 5Y 超 10Y 以下 | 彩度 5 未満 |
| 色相：5R 以上 5Y 以下 | 彩度 7 未満 |
| 色相：上記以外 | 彩度 2.5 未満 |

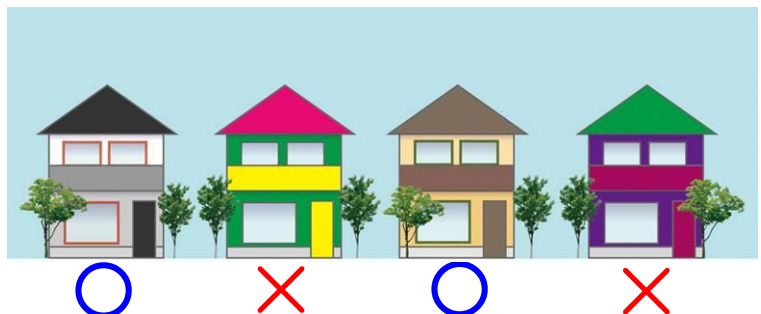
アクセントカラーとして上記以外の色彩を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。

【基調色として使用を避けたい高彩度色】



外壁及び屋根の色彩は、緑豊かな自然環境と調和するよう高彩度色の使用を避け、樹木の緑が引立つ低彩度色及び中彩度色が、無彩色として下さい。

【色彩の事例】



【色彩基準について】

- ・ 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

4 垣・柵

垣・柵を設ける場合は、生垣とするよう努める。

生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。

緑の多いまちなみとするため、生垣を用いるように努めて下さい。

【 生垣を設けた事例 】



5 緑化

敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

緑が豊かなまちなみは日々の生活にうおいを与えます。庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなるため、適切な樹木の維持管理に努めて下さい。

【 緑豊かなまちなみの事例 】



6 広告物

共通事項

広告物の素材及び色彩は自然豊かな周辺環境と調和するものとする。

広告物規制区域①： 下記②以外の区域

- ・新たに設置する広告物は自家用のみとし、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。
- ・表示面積は一つの事業所で合計 10 m²以下とする。

広告物規制区域②： 県道松原芋島線沿いより 30m までの区域

- ・新たに設置する自家用広告物のうち、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。
- ・表示面積は一つの事業所で合計 30 m²以下とする。
- ・新たに設置する自家用以外の広告物は、案内用の野立広告物のみとし、表示面積は一面で 2 m²以下、合計 4 m²以下とし、高さは 5m 以下とする。

【 落ち着いたきのある広告物の事例 】



広告物は設置状況によっては自然景観やまちなみ景観を阻害する要因になります。自然豊かな周辺環境との調和に十分に配慮して下さい。

7 自動販売機

自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

自動販売機は利用者の確保のため、色彩は目立つ色が用いられますが、歴史的な趣が損なわれます。目隠しや色彩の変更などの工夫に努めて下さい。

【 修景された自動販売機の事例 】



風景形成基準の適用除外について

- ・用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・本景観計画の施行時に既存のものやすでに着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。

5

エーザイ川島工園地区の歴史と現状

◆ 歴史

エーザイ川島工園は、1966年（昭和41年）に開所しました。創業者がこの地のクロマツ林に惚れ込み、自然と融合した公園工場を目指して、「川島工場」ではなく、「川島工園（かわしまこうえん）」と名付けられました。

工園内は、地域固有のクロマツ林をそのまま活かすゾーニングで設計がなされ、自然の松林と池を配した庭園を中心に、敷地面積の50%相当をしめる約20haに及ぶ広大な土地が、緑地として確保されています。



空から見た現在のエーザイ川島工園地区

◆ 現状

開所して40年が経過して、工園内の樹木は立派に成長しているとともに、懸命な維持管理により良好な状態で保全されているため、まさに自然の懐に抱かれた工園となっており、工園沿いの大木に成長した並木道の景観は、訪れた者に勇壮な印象を与えています。

また、工園の周囲は宅地化によりクロマツ林が減少しており、川島工園内に保全されたクロマツ林は、地域の貴重な環境資源として、その価値がより一層高まっています。



川島工園全景

エーザイ川島工園地区の景観資源



▲ 川島工園沿いの並木



▲ 川島工園の正門



▲ 川島工園内のクロマツ林



▲ 堤防道路から川島工園を望む



▲ 内藤記念くすり博物館



▲ 川島工園内の日本庭園

6

エーザイ川島工園地区の風景づくりのテーマと方針

◆ 風景づくりのテーマ

エーザイ川島工園内緑地の保全と周辺へ緑が連続する風景づくり

◆ 良好な景観の形成に関する方針

エーザイ川島工園は川島地区の市街地にあつて、ひととき大きな緑地帯を有しており、松並木は勇壮な景観を形成しています。また、まとまった緑地は各務原市にとって非常に重要な景観資源であるため、緑地の保全と緑と調和するまちなみとなるよう、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

方針

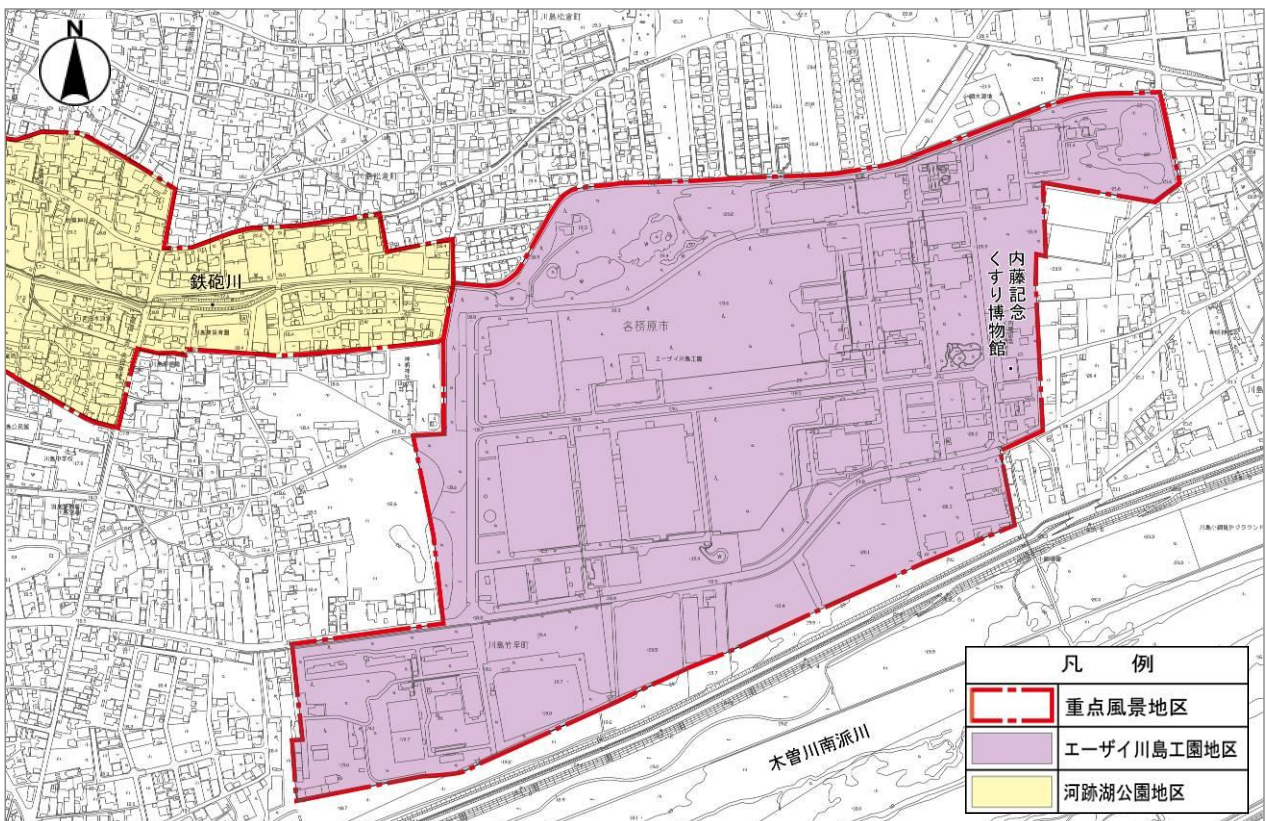
- ・エーザイ川島工園内緑地の保全を図るとともに、緑豊かな河跡湖との連続性に配慮して、周辺地区については緑化を推進し、緑あふれるまちなみの形成を図る。

7

エーザイ川島工園地区の範囲と風景形成基準

◆ 重点風景地区の範囲

エーザイ川島工園地区の重点風景地区としての対象区域を、土地利用の状況や堤防道路からの眺めに配慮して下図に示す範囲で指定するものとします。



◆ 風景形成基準

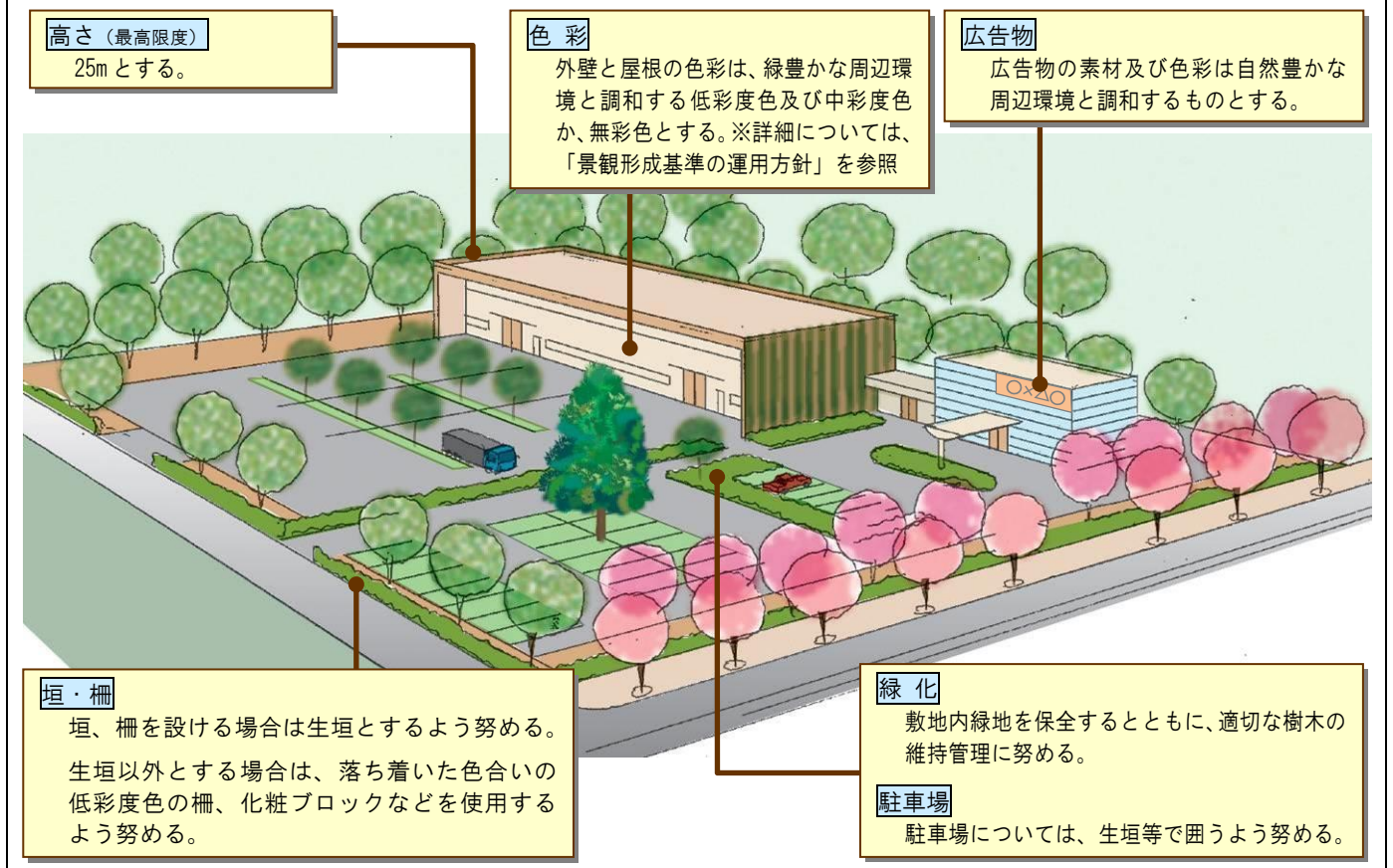
重点風景地区に指定した区域内で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、下記に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改造や色彩を変更するような場合
- (2) 工作物・広告物等の新設や色彩を変更するような場合

※ 外観を変更しない、内部の改装などは届け出る必要はありません。

※ 届出不要な行為もあります。これらは各務原市都市景観条例及び施行規則で規定します。詳しくはお問い合わせ下さい。

項目	風景形成基準	
建築物	高さ (最高限度)	・25mとする。
	色彩	・外壁と屋根の色彩は、緑豊かな周辺環境と調和する低彩度色及び中彩度色か、無彩色とする。 有彩色の許容彩度 色相：0R以上5R未満及び5Y超10Y以下 彩度5未満 色相：5R以上5Y以下 彩度7未満 色相：上記以外 彩度2.5未満 ・アクセントカラーとして上記以外の色彩を使用する場合は、外壁面積の10%までの範囲とする。
工作物等	垣・柵	・垣、柵を設ける場合は生垣とするよう努める。 ・生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。
	緑化	・敷地内緑地を保全するとともに、適切な樹木の維持管理に努める。
	駐車場	・駐車場については、生垣等で囲うよう努める。
	広告物	・広告物の素材及び色彩は自然豊かな周辺環境と調和するものとする。 ・新たに設置する自家用広告物のうち、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。また、表示面積は一つの事業所で合計30㎡以下とする。なお、新たに設置する自家用以外の広告物は、案内用の野立広告物のみとし、表示面積は一面で2㎡以下、合計4㎡以下とし、高さは5m以下とする。



- ※ 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、重点風景地区で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準(各務原市色彩ガイドラインを含む)も適用するものとします。
- ※ 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。
- ※ 色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とします。

8

緑化事例の紹介

ここでは、建物、駐車場などを緑化している工夫事例を紹介します。



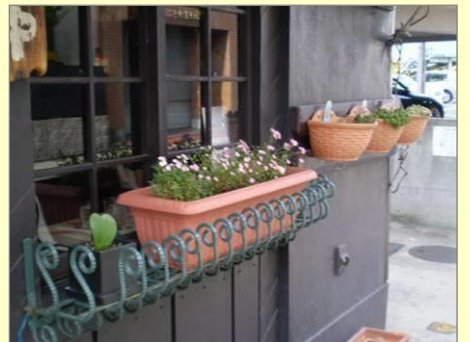
▲ 建物正面の緑化



▲ 窓際緑化・ベランダ緑化



▲ プランター緑化



▲ 駐車場緑化



●○ お問い合わせ ○●

各務原市 都市建設部 建築指導課
TEL : 058-383-1111 (代表)
市HP : <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
FAX : 058-383-6365
E-mail : keikan@city.kakamigahara.gifu.jp